

児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。

児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。

A305 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1	7日以内の期間	8,901点	→	9,046点
2	8日以上14日以内の期間	7,701点		7,826点

A306 特殊疾患入院医療管理料（1日につき）

【点数の見直し】

1,954点 → 2,009点

【注の見直し】

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算を算定したもの

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であつて、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特

	<p>である場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>		<p>定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。</p>																														
<p>【注の見直し】</p>	<p>注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算並びに救急搬送患者地域連携受入加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。</p>	<p>→</p>	<p>注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算並びにデータ提出加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。</p>																														
<p>A307 小児入院医療管理料（1日につき）</p>																																	
<p>【点数の見直し】</p>	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>小児入院医療管理料1</td><td>4,511点</td></tr> <tr><td>2</td><td>小児入院医療管理料2</td><td>4,011点</td></tr> <tr><td>3</td><td>小児入院医療管理料3</td><td>3,611点</td></tr> <tr><td>4</td><td>小児入院医療管理料4</td><td>3,011点</td></tr> <tr><td>5</td><td>小児入院医療管理料5</td><td>2,111点</td></tr> </table>	1	小児入院医療管理料1	4,511点	2	小児入院医療管理料2	4,011点	3	小児入院医療管理料3	3,611点	4	小児入院医療管理料4	3,011点	5	小児入院医療管理料5	2,111点	<p>→</p>	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td>4,584点</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4,076点</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>3,670点</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>3,060点</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>2,145点</td></tr> </table>			4,584点			4,076点			3,670点			3,060点			2,145点
1	小児入院医療管理料1	4,511点																															
2	小児入院医療管理料2	4,011点																															
3	小児入院医療管理料3	3,611点																															
4	小児入院医療管理料4	3,011点																															
5	小児入院医療管理料5	2,111点																															
		4,584点																															
		4,076点																															
		3,670点																															
		3,060点																															
		2,145点																															